

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p>	
<p>I 用語の定義</p> <p>(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）にあつては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第12号から第14号までに掲げるてん補事由</p> <p>② 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）にあつては、同約款第3条第10号から第12号までに掲げるてん補事由</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006）にあつては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第12号から第14号までに掲げるてん補事由</p> <p>⑤ 輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）にあつては、同約款第4条第5号に掲げるてん補事由</p> <p>⑥ 前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008）にあつては、同約款第3条第9号から第11号までに掲げるてん補事由</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）にあつては、同約款第3条第10号から第12号までに掲げるてん補事由</p> <p>⑨ (略)</p>	<p>I 用語の定義</p> <p>(4) 信用事由とは、次に掲げる事由をいう。</p> <p>① 貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）にあつては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第12号又は第14号に掲げるてん補事由</p> <p>② 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00002）にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006）にあつては、同約款第11条第1号のてん補危険については同約款第12条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第11条第2号のてん補危険については同約款第12条第12号又は第14号に掲げるてん補事由</p> <p>⑤ 輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007）にあつては、同約款第4条第5号に掲げるてん補事由</p> <p>⑥ 前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008）にあつては、同約款第3条第9号又は第10号に掲げるてん補事由</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011）にあつては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由</p> <p>⑨ (略)</p>	

新	旧	備考
<p>II 保険料率</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>4 株式約款にあつては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の相手方の所在国（以下「投資先国」という。）の国カテゴリーとする。ただし、以下の(1)から(4)に該当する場合は、それぞれ規定された国カテゴリーを適用することとし、以下の(1)から(3)までのうち2つ以上に該当する場合にあつては、そのうち、算出される保険料が最も高いものを適用することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>株式約款第2条第2項に基づき</u>、被保険投資の相手方の主要な事業資産等に係る株式約款第2条第1項第2号から第4号までのうちいずれかの事由による損失（ただし、<u>再投資先企業に係る損失として株式約款第2条第1項第2号から第4号までのうちいずれかの事由</u>によりてん補される損失を除く。）をてん補する場合であつて、当該主要な事業資産等が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該主要な事業資産等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(3) <u>再投資先企業に係る損失をてん補</u>する場合は、元本のうち再投資先企業（<u>てん補対象企業として証券記載の再投資先企業に限る。以下、4において同じ。</u>）の事業に係る持分の部分については以下の①から④（再投資先企業の事業に係る損失のみをてん補する場合にあつては②から④）までのうち最も保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については①の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と②（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。なお、元本について、再投資先企業の事業に係る持分の合計額が取得のための対価の額を超過する場合は、適用される保険料率が最も高い部分から順に保険料を徴収することとし、当該超過分に係る保険料は徴収しない（以下、(4)において同じ。）。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 再投資先企業の主要な事業資産等の所在国（株式約款第2条第2</p>	<p>II 保険料率</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>4 株式約款にあつては、別表第5の国カテゴリーは、被保険投資の相手方の所在国（以下「投資先国」という。）の国カテゴリーとする。ただし、以下の(1)から(5)に該当する場合は、それぞれ規定された国カテゴリーを適用することとし、以下の(1)から(3)までのうち2つ以上に該当する場合にあつては、そのうち、算出される保険料（<u>プレミアム相当額の損失に係る部分を含む。</u>）が最も高いものを適用することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険投資の相手方の主要な事業資産等に係る株式約款第2条第1項第2号から第4号までのうちいずれかの事由による損失（ただし、株式約款第2条第2項に<u>規定する特約</u>によりてん補される損失を除く。）をてん補する場合であつて、当該主要な事業資産等が投資先国以外の国に所在する場合は、保険契約全体について、当該主要な事業資産等の所在国と投資先国のうちいずれか保険料率の高い方の国カテゴリーを適用する。</p> <p>(3) <u>株式約款第2条第2項に規定する特約を付して保険契約を締結</u>する場合は、元本のうち<u>当該特約の対象となる</u>再投資先企業の事業に係る持<u>ち</u>分の部分については以下の①から④（再投資先企業の事業に係る損失のみをてん補する<u>特約を付す</u>場合にあつては②から④）までのうち最も保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については①の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国と②（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうちいずれか保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。なお、元本について、<u>当該特約の対象となる</u>再投資先企業の事業に係る持<u>ち</u>分の合計額が取得のための対価の額を超過する場合は、適用される保険料率が最も高い部分から順に保険料を徴収することとし、当該超過分に係る保険料は徴収しない（以下、(5)において同じ。）。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 再投資先企業の主要な事業資産等の所在国（株式約款第2条第2</p>	

新	旧	備考
<p>項に<u>基づき</u>、当該主要な事業資産等に係る損失をてん補する場合に限る。)</p> <p>(4) 株式約款第2条第1項第5号の事由による損失のみをてん補する場合であって、再投資先企業の事業に係る損失をてん補するときは、元本のうち当該再投資先企業の事業に係る持分の部分については投資先国、<u>中間企業の所在国</u>、再投資先国のうち<u>最も</u>保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については投資先国の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国、<u>中間企業の所在国</u>、再投資先国（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうち<u>最も</u>保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>注1 （略）</p> <p>注2：再投資先企業の事業に係る持分とは、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権に係る被保険者の持分をいう。</p>	<p>項に<u>規定する特約により</u>当該主要な事業資産等に係る損失をてん補する場合に限る。)</p> <p><u>(4) (3)に規定する再投資先企業の事業に係るプレミアム相当額を証券で定める場合にあつては、当該プレミアム相当額に係る部分については、(3)の元本に係る規定を準用する。</u></p> <p>(5) 株式約款第2条第1項第5号の事由による損失のみをてん補する場合であって、再投資先企業の事業に係る損失をてん補するときは、元本のうち当該再投資先企業の事業に係る持<u>ち</u>分の部分については投資先国<u>と</u>再投資先国のうち<u>いずれか</u>保険料率の高い国の国カテゴリーを、それ以外の部分については投資先国の国カテゴリーをそれぞれ適用することとし、配当金については、投資先国<u>と</u>再投資先国（複数ある場合は、そのうち最も保険料率の高い国）のうち<u>いずれか</u>保険料率の高い国の国カテゴリーを適用する。</p> <p>注1 （略）</p> <p>注2：再投資先企業の事業に係る持<u>ち</u>分とは、再投資先企業の株式及び再投資先企業向け貸付金債権に係る被保険者の持<u>ち</u>分をいう。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		